

第3章 地域の整備計画

第1節 上位計画・関連計画の概要

本計画に関連する上位計画等から、各計画等における位置づけ・方針・施策等を整理し、各計画の概要を抜粋します。

No.	計 画 名	策定主体	施行又は策定年度
1	みどりの食料システム法	農林水産省	令和4年7月
2	鹿児島県環境基本計画	鹿児島県	令和3年3月
3	かごしま未来創造ビジョン	鹿児島県	令和4年3月
4	生物多様性鹿児島県戦略	鹿児島県	令和6年3月
5	鹿児島県景観形成基本方針	鹿児島県	平成20年3月
6	大隅地域 地域振興の取り組み方針	大隅地域振興局	令和5年3月
7	第3次錦江町総合振興計画	錦江町	令和7年3月

1. みどりの食料システム法 令和4年7月

(1) 法律の趣旨

令和4年4月22日に「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（みどりの食料システム法）が成立し、5月2日に公布され、7月1日に施行されました。

環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等に関する計画の認定制度を設けることにより、農林漁業及び食品産業の持続的な発展、環境への負荷の少ない健全な経済の発展等を図るものです。

(2) 法律の概要

環境と調和のとれた食料システムは、「農林業業者、事業者、消費者等の関係者の理解の下、連携することによってその確立が図られるものであること」、「環境への負荷の低減と生産性の向上との両立に資する技術の研究開発等の推進及び農林水産物等の円滑な流通を確保すること」について、基本理念として規定しています。

その上で、国及び地方公共団体については、当該食料システムの確立を図る上で必要な施策を策定・実施する責務を有する旨を規定しています。また、国が講ずべき施策として、食料システムの関係者の理解の増進、技術の研究開発及び普及の促進、環境への負荷の低減に資する生産活動の促進、原材料の利用の促進、農林水産物等の流通の合理化及び消費の促進、環境への負荷の低減状況の把握・評価手法の開発について規定しています。



みどりの食料システム戦略
関連法

**環境と調和のとれた食料システムの確立のための
環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の概要**

～ 通称 みどりの食料システム法 ～

背景

- 気候変動、生物多様性の低下等、食料システムを取り巻く環境が変化
- 農林漁業・食品産業の持続的発展等のためには、生産から販売までの各段階での環境負荷の低減、当該農林水産物・食品の流通・消費が課題
- みどりの食料システム戦略を策定し、国連食料システムサミットやCOP26で世界に発信

関係者の行動変容と技術開発・普及により、環境と調和のとれた食料システムを確立

法律の概要

1. 環境と調和のとれた食料システムに関する基本理念等（第3条から第14条まで関係）

- ・ 生産から消費まで環境負荷の低減に資する取組を推進する基本理念
- ・ 国の責務、国が講ずべき施策（理解増進、研究開発、技術普及、食料システムの各段階の取組の促進等）等

2. 計画認定制度等の創設（第15条から第44条まで関係）

(1) 基本方針等（第15条から第18条まで関係）

- ・ 国の基本方針、都道府県・市町村の基本計画の策定

(2) 環境負荷の低減を図る農林漁業者の取組の促進（第19条から第38条まで関係）

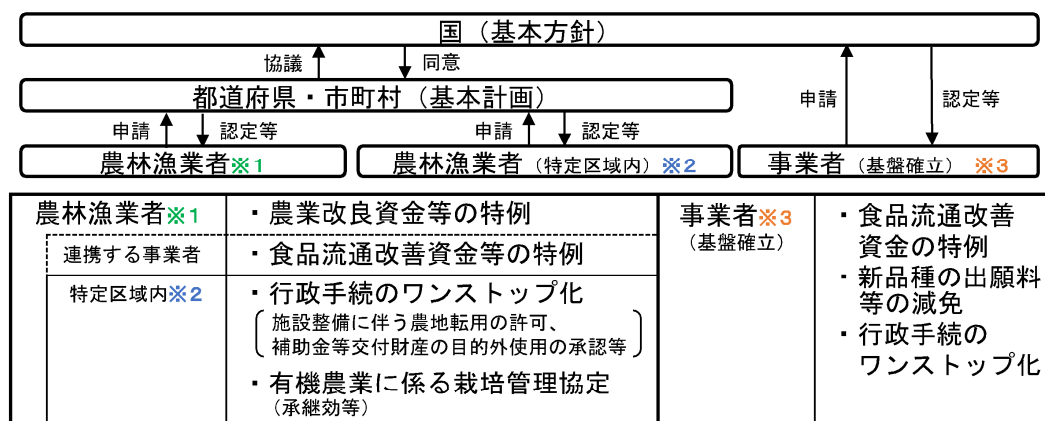
- ・ 農林漁業由来の環境負荷の低減を図る環境負荷低減事業活動※1の認定等
- ・ 特定の区域内で環境負荷の低減の効果を高める特定環境負荷低減事業活動※2の認定等
- ・ 有機農業の団地化を進めやすくするための栽培管理協定の認可等

(3) 新技術の提供等を行う事業者の取組の促進（第39条から第44条まで関係）

- ・ 環境負荷低減事業活動等の効果を高める等の基盤確立事業※3の認定等

- ※1 土づくり、化学農薬・化学肥料の使用削減、温室効果ガスの排出量削減 等
- ※2 地域ぐるみでのスマート農業技術の活用、有機農業の団地化 等
- ※3 先端的技術の開発、新商品（食品）の開発 等

<参考> 認定等の枠組み及び支援措置

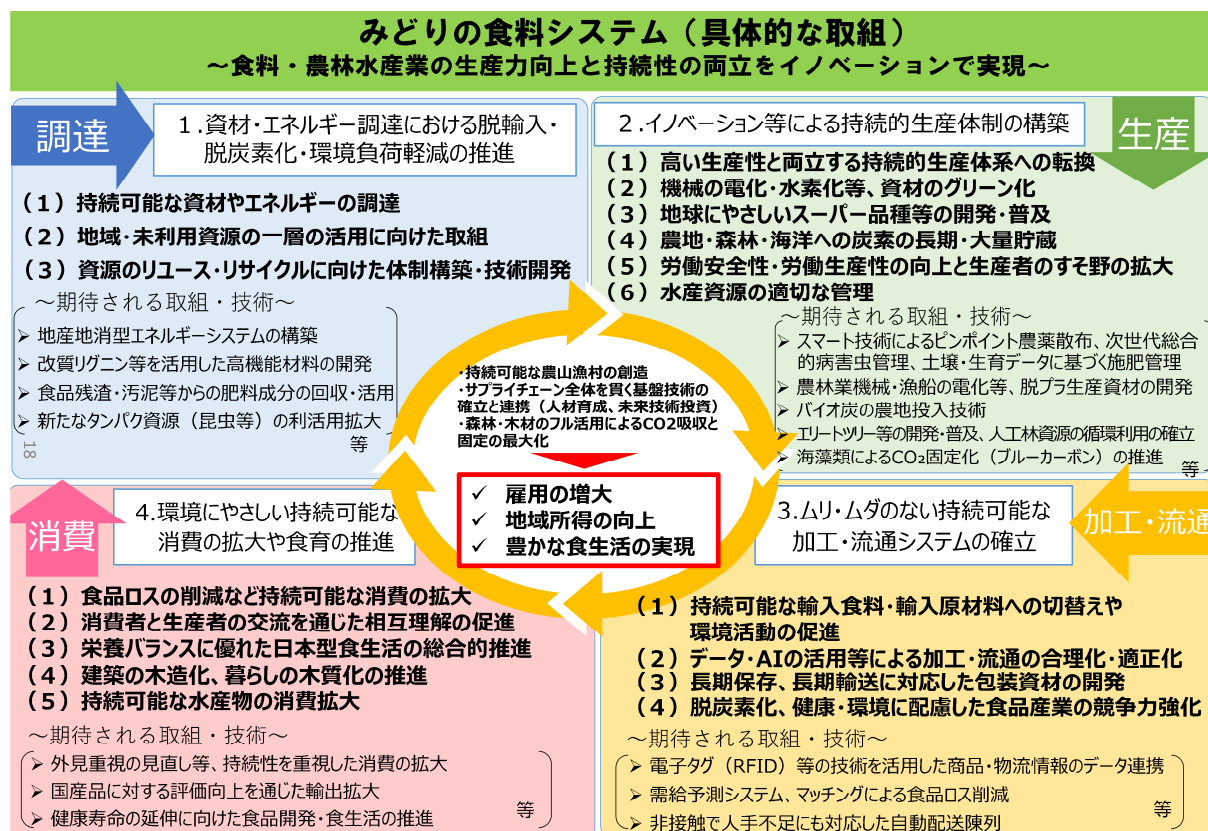


⇒ 環境負荷の低減に必要な機械・施設等を導入する場合の税制特例を措置

- ・ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）の取組を包含していることから、同法は廃止し、所要の経過措置を設ける。（附則第2条から第5条まで関係）

施行期日：公布の日から起算して6か月以内の政令で定める日（附則第1条関係）





2. 鹿児島県環境基本計画 令和3年3月

(1) 計画の趣旨

鹿児島県では、豊かな自然環境をめぐる複雑多様化した環境問題に対応するため、自然的・社会的特性に十分配慮した環境保全施策を明らかにし、県はもとより全ての主体が一体となった取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、環境基本法や国の環境基本計画を踏まえて、「鹿児島県環境基本計画」を平成10年3月に策定し、21世紀を展望した本県環境行政の基本目標を示すとともに、環境保全施策の基本的方向を明らかにしました。

また、廃棄物の減量化や適正処理、生活排水対策、希少野生動植物の保護などを推進するとともに、地球温暖化等の地球規模の環境問題についても、地域レベルでの取り組みを進めるため、平成16年3月に改定を行いました。

さらに地球温暖化対策や循環型社会の形成、生物多様性の保全に向けた取り組みが進展し、本県においても地球温暖化対策推進条例の制定や奄美大島及び徳之島の世界自然遺産登録への取り組みなど環境をめぐる状況の変化が生じたことから、これらに適切に対応するため、平成23年3月に2回目の改定を行っています。

2回目の改定から10年が経過し、環境を巡る情勢の変化や新たな課題等が生じてきており、これらに適切に対応するとともに、本県のあるべき姿や進むべき方向性を明らかにした「かごしま将来創造ビジョン」（平成30年3月）などの各種計画を踏まえ、令和3年3月に改定が行われています。



(2) 計画の枠組み

計画名称	鹿児島県環境基本計画																																																															
計画期間	令和3年度～令和12年度（10年間）																																																															
基本目標の考え方	計画改定の趣旨、本県の環境の現状と課題を踏まえ、中長期的な観点から「かごしま未来創造ビジョン」に掲げられている、「豊かな自然との共生と地球環境の保全」を目指して、「自然と共生する地域社会づくり」、「地域環境を守る脱炭素社会づくり」、「再生可能エネルギーを活用した地域づくり」、「環境負荷が低減される循環型社会の形成」を基本目標（将来像）とします。																																																															
基本目標	<p>(1) 自然と共生する地域社会づくり</p> <p>(2) 地球環境を守る脱炭素社会づくり</p> <p>(3) 再生可能エネルギーを活用した地域づくり</p> <p>(4) 環境負荷が低減される循環型社会の形成</p>																																																															
施策の展開	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: #FFD700; margin: 0;">第1章 計画の基本</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">計画の基本的考え方</td> <td style="width: 33%;">計画改定の趣旨</td> <td style="width: 33%;">計画の性格と役割</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">計 画 の 構 成</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; background-color: #FF69B4; margin: 5px 0;">第2章 環境の現状と課題</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">地球環境</td> <td style="width: 25%;">廃棄物・リサイクル</td> <td style="width: 25%;">自然環境</td> <td style="width: 25%;">生物多様性</td> </tr> <tr> <td>緑・水辺空間、景観</td> <td>大気環境</td> <td>水・土壌環境</td> <td>騒音・振動、悪臭</td> </tr> <tr> <td></td> <td>化学物質</td> <td>環境放射線</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center; background-color: #800080; color: white; margin: 5px 0;">第3章 計画の基本目標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"> <p style="text-align: center; background-color: #FFD700; margin: 0;">基本目標の考え方</p> <p style="text-align: center;">豊かな自然との共生と地球環境の保全</p> <p style="text-align: center;">計画の期間(令和3年度～12年度)</p> </td> <td style="width: 40%;"> <p style="text-align: center; background-color: #FFD700; margin: 0;">基本目標 (将来像)</p> <p>自然と共生する地域社会づくり 地球環境を守る脱炭素社会づくり 再生可能エネルギーを活用した地域づくり 環境負荷が低減される循環型社会の形成</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center; background-color: #32CD32; color: white; margin: 5px 0;">第4章 施策の展開</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p style="text-align: center; background-color: #FFD700; margin: 0;">自然と共生する地域社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多様な自然環境の保全・活用 ○世界自然遺産の保全と持続可能な利用の推進 ○県民参加の森林づくりの推進 ○緑の空間の保全・整備 ○水辺空間の保全・整備 ○景観の形成 ○大気環境の保全 ○水・土壌環境の保全 ○騒音・振動、悪臭等の防止 ○海洋漂着物対策の推進 ○化学物質の環境安全管理 ○原子力発電所周辺の安全の確保と環境の保全 </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p style="text-align: center; background-color: #FFD700; margin: 0;">地球環境を守る脱炭素社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○温暖化防止に向けた気運の醸成 ○温室効果ガス排出削減対策の推進 ・二酸化炭素の排出抑制 ・環境と調和した農業の推進によるメタン・酸化二窒素の排出抑制 ・フロン対策の推進 など ○多様で健全な森林づくりの推進 ・森林による二酸化炭素吸収源対策の推進 など </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p style="text-align: center; background-color: #FFD700; margin: 0;">再生可能エネルギーを活用した地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入促進 ○県民・事業者・行政が一体となった再生可能エネルギーの導入促進 ○再生可能エネルギーに関する理解や意識の向上 ○再生可能エネルギーの優先利用による温室効果ガスの排出抑制 ○地域資源の利用、再生可能エネルギーの企業・人材育成による雇用創出や地域の活性化 ○地域と共生した再生可能エネルギーの適正な事業実施 </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p style="text-align: center; background-color: #FFD700; margin: 0;">環境負荷が低減される循環型社会の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ごみの排出抑制・リサイクル等の促進 ・一般廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルの促進 ・ごみの処理体制の整備 ・ごみの適正処理の推進 ・普及啓発及び情報公開の推進 ・プラスチックごみ削減の推進 など ○産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル及び処理施設整備の促進 ○産業廃棄物の適正処理の推進 </td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: small; margin: 5px 0;">「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた取組の推進</p> <p style="font-size: x-small; margin: 5px 0;">※ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、国は、地域のエネルギーや資源の地産地消、生活衛生インフラ、農山漁村、里山里海など、地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる八つの主要分野において、国と地方が協力して、脱炭素社会を実現する行程を示す「地域脱炭素ロードマップ」の策定を進めており、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた取組の推進は、基本目標の全てに関係します。</p> <p style="text-align: center; background-color: #FFD700; margin: 5px 0;">良好な環境を支える共通施策の推進</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">○環境影響評価等の推進</td> <td style="width: 25%;">○環境教育・環境学習の推進</td> <td style="width: 25%;">○調査研究・監視測定等の充実</td> <td style="width: 25%;">○環境情報の整備・国際協力等の推進</td> </tr> <tr> <td>○公害紛争の適正処理</td> <td>○環境に配慮した事業活動等の促進</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center; background-color: #FFD700; margin: 5px 0;">環境保全に関する重点施策</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">○鹿児島環境文化村構想の推進</td> <td style="width: 33%;">○奄美群島自然共生プランの推進</td> <td style="width: 33%;">○鹿児島湾・池田湖の水質環境管理計画の推進</td> </tr> <tr> <td>○環境と調和した農業の推進</td> <td>○かごしま生活排水処理構想の推進</td> <td>○鹿児島CO₂フリーの島づくりの推進</td> </tr> <tr> <td>○地球温暖化防止に貢献する森林づくりの推進</td> <td>○地球環境を守るかごしま県民運動の推進</td> <td>○再生可能エネルギー導入促進</td> </tr> <tr> <td>○環境共生住宅の普及促進</td> <td>○ごみ減量化・リサイクルの推進</td> <td>○資源循環による持続可能な地域づくりの推進</td> </tr> <tr> <td>○環境教育等行動計画の推進</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center; background-color: #0000FF; color: white; margin: 5px 0;">第5章 環境保全に向けた取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">各主体の役割と取組</td> <td style="width: 25%;">県</td> <td style="width: 25%;">市町村</td> <td style="width: 25%;">事業者</td> <td style="width: 25%;">県民、民間団体</td> </tr> <tr> <td>環境への配慮事項</td> <td>土地利用における環境への配慮事項</td> <td colspan="3">各種事業の実施における環境への配慮事項</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; background-color: #FFD700; margin: 5px 0;">第6章 計画の推進</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">計画の推進体制</td> <td style="width: 33%;">各主体の連携</td> <td style="width: 33%;">財政措置等</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">計画の進捗状況の点検</td> </tr> </table> </div>	計画の基本的考え方	計画改定の趣旨	計画の性格と役割	計 画 の 構 成			地球環境	廃棄物・リサイクル	自然環境	生物多様性	緑・水辺空間、景観	大気環境	水・土壌環境	騒音・振動、悪臭		化学物質	環境放射線		<p style="text-align: center; background-color: #FFD700; margin: 0;">基本目標の考え方</p> <p style="text-align: center;">豊かな自然との共生と地球環境の保全</p> <p style="text-align: center;">計画の期間(令和3年度～12年度)</p>	<p style="text-align: center; background-color: #FFD700; margin: 0;">基本目標 (将来像)</p> <p>自然と共生する地域社会づくり 地球環境を守る脱炭素社会づくり 再生可能エネルギーを活用した地域づくり 環境負荷が低減される循環型社会の形成</p>	<p style="text-align: center; background-color: #FFD700; margin: 0;">自然と共生する地域社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多様な自然環境の保全・活用 ○世界自然遺産の保全と持続可能な利用の推進 ○県民参加の森林づくりの推進 ○緑の空間の保全・整備 ○水辺空間の保全・整備 ○景観の形成 ○大気環境の保全 ○水・土壌環境の保全 ○騒音・振動、悪臭等の防止 ○海洋漂着物対策の推進 ○化学物質の環境安全管理 ○原子力発電所周辺の安全の確保と環境の保全 	<p style="text-align: center; background-color: #FFD700; margin: 0;">地球環境を守る脱炭素社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○温暖化防止に向けた気運の醸成 ○温室効果ガス排出削減対策の推進 ・二酸化炭素の排出抑制 ・環境と調和した農業の推進によるメタン・酸化二窒素の排出抑制 ・フロン対策の推進 など ○多様で健全な森林づくりの推進 ・森林による二酸化炭素吸収源対策の推進 など 	<p style="text-align: center; background-color: #FFD700; margin: 0;">再生可能エネルギーを活用した地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入促進 ○県民・事業者・行政が一体となった再生可能エネルギーの導入促進 ○再生可能エネルギーに関する理解や意識の向上 ○再生可能エネルギーの優先利用による温室効果ガスの排出抑制 ○地域資源の利用、再生可能エネルギーの企業・人材育成による雇用創出や地域の活性化 ○地域と共生した再生可能エネルギーの適正な事業実施 	<p style="text-align: center; background-color: #FFD700; margin: 0;">環境負荷が低減される循環型社会の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ごみの排出抑制・リサイクル等の促進 ・一般廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルの促進 ・ごみの処理体制の整備 ・ごみの適正処理の推進 ・普及啓発及び情報公開の推進 ・プラスチックごみ削減の推進 など ○産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル及び処理施設整備の促進 ○産業廃棄物の適正処理の推進 	○環境影響評価等の推進	○環境教育・環境学習の推進	○調査研究・監視測定等の充実	○環境情報の整備・国際協力等の推進	○公害紛争の適正処理	○環境に配慮した事業活動等の促進			○鹿児島環境文化村構想の推進	○奄美群島自然共生プランの推進	○鹿児島湾・池田湖の水質環境管理計画の推進	○環境と調和した農業の推進	○かごしま生活排水処理構想の推進	○鹿児島CO ₂ フリーの島づくりの推進	○地球温暖化防止に貢献する森林づくりの推進	○地球環境を守るかごしま県民運動の推進	○再生可能エネルギー導入促進	○環境共生住宅の普及促進	○ごみ減量化・リサイクルの推進	○資源循環による持続可能な地域づくりの推進	○環境教育等行動計画の推進			各主体の役割と取組	県	市町村	事業者	県民、民間団体	環境への配慮事項	土地利用における環境への配慮事項	各種事業の実施における環境への配慮事項			計画の推進体制	各主体の連携	財政措置等	計画の進捗状況の点検		
計画の基本的考え方	計画改定の趣旨	計画の性格と役割																																																														
計 画 の 構 成																																																																
地球環境	廃棄物・リサイクル	自然環境	生物多様性																																																													
緑・水辺空間、景観	大気環境	水・土壌環境	騒音・振動、悪臭																																																													
	化学物質	環境放射線																																																														
<p style="text-align: center; background-color: #FFD700; margin: 0;">基本目標の考え方</p> <p style="text-align: center;">豊かな自然との共生と地球環境の保全</p> <p style="text-align: center;">計画の期間(令和3年度～12年度)</p>	<p style="text-align: center; background-color: #FFD700; margin: 0;">基本目標 (将来像)</p> <p>自然と共生する地域社会づくり 地球環境を守る脱炭素社会づくり 再生可能エネルギーを活用した地域づくり 環境負荷が低減される循環型社会の形成</p>																																																															
<p style="text-align: center; background-color: #FFD700; margin: 0;">自然と共生する地域社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多様な自然環境の保全・活用 ○世界自然遺産の保全と持続可能な利用の推進 ○県民参加の森林づくりの推進 ○緑の空間の保全・整備 ○水辺空間の保全・整備 ○景観の形成 ○大気環境の保全 ○水・土壌環境の保全 ○騒音・振動、悪臭等の防止 ○海洋漂着物対策の推進 ○化学物質の環境安全管理 ○原子力発電所周辺の安全の確保と環境の保全 	<p style="text-align: center; background-color: #FFD700; margin: 0;">地球環境を守る脱炭素社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○温暖化防止に向けた気運の醸成 ○温室効果ガス排出削減対策の推進 ・二酸化炭素の排出抑制 ・環境と調和した農業の推進によるメタン・酸化二窒素の排出抑制 ・フロン対策の推進 など ○多様で健全な森林づくりの推進 ・森林による二酸化炭素吸収源対策の推進 など 	<p style="text-align: center; background-color: #FFD700; margin: 0;">再生可能エネルギーを活用した地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入促進 ○県民・事業者・行政が一体となった再生可能エネルギーの導入促進 ○再生可能エネルギーに関する理解や意識の向上 ○再生可能エネルギーの優先利用による温室効果ガスの排出抑制 ○地域資源の利用、再生可能エネルギーの企業・人材育成による雇用創出や地域の活性化 ○地域と共生した再生可能エネルギーの適正な事業実施 	<p style="text-align: center; background-color: #FFD700; margin: 0;">環境負荷が低減される循環型社会の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ごみの排出抑制・リサイクル等の促進 ・一般廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルの促進 ・ごみの処理体制の整備 ・ごみの適正処理の推進 ・普及啓発及び情報公開の推進 ・プラスチックごみ削減の推進 など ○産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル及び処理施設整備の促進 ○産業廃棄物の適正処理の推進 																																																													
○環境影響評価等の推進	○環境教育・環境学習の推進	○調査研究・監視測定等の充実	○環境情報の整備・国際協力等の推進																																																													
○公害紛争の適正処理	○環境に配慮した事業活動等の促進																																																															
○鹿児島環境文化村構想の推進	○奄美群島自然共生プランの推進	○鹿児島湾・池田湖の水質環境管理計画の推進																																																														
○環境と調和した農業の推進	○かごしま生活排水処理構想の推進	○鹿児島CO ₂ フリーの島づくりの推進																																																														
○地球温暖化防止に貢献する森林づくりの推進	○地球環境を守るかごしま県民運動の推進	○再生可能エネルギー導入促進																																																														
○環境共生住宅の普及促進	○ごみ減量化・リサイクルの推進	○資源循環による持続可能な地域づくりの推進																																																														
○環境教育等行動計画の推進																																																																
各主体の役割と取組	県	市町村	事業者	県民、民間団体																																																												
環境への配慮事項	土地利用における環境への配慮事項	各種事業の実施における環境への配慮事項																																																														
計画の推進体制	各主体の連携	財政措置等																																																														
計画の進捗状況の点検																																																																



3. かがしま未来創造ビジョン 令和4年3月

(1) 計画の趣旨

かがしま未来創造ビジョンは、概ね10年という中長期的な観点から、鹿児島県の目指すべき姿や施策展開の基本的方向等を示すものであり、県政全般にわたって最も基本となるものとして、平成30年3月に策定されたものです。

その後、新型コロナウイルス感染症の拡大、デジタル化の進展、SDGsの推進やカーボンニュートラルの実現など、昨今の社会経済情勢が大きく変化してきており、これらへの対応が重要になってきたところです。

これらの課題に県民一丸となって取り組むためにも、行政課題や挑戦すべきテーマを明確にし、本県のあるべき姿や今後の県政の進むべき基本的な方向性、戦略を県民の皆様に分かりやすく示すビジョンが必要であることから令和4年3月に「かがしま未来創造ビジョン（改訂版）」を策定しています。

(2) 計画の枠組み

<p>計画名称</p>	<p>かがしま未来創造ビジョン ～誰もが安心して暮らし、活躍できる鹿児島～</p>
<p>計画期間</p>	<p>おおむね10年後を見据えた中長期ビジョン</p>
<p>鹿児島の目指す姿</p>	
<p>施策展開の基本方針</p>	<p>施策展開の基本方向</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる社会の実現 2 結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう社会の実現 3 健康で長生きできる社会の実現と良質な医療・介護の確保 4 地域を豊し世界に通用する人材の育成、文化・スポーツの振興 5 脱炭素社会の実現と豊かな自然との共生 6 安心・安全な県民生活の実現 7 快適な生活環境の向上と世界につながる県土の創造 8 個性を生かした地域づくりと移住・交流の促進 9 多様で魅力ある奄美・離島の振興 10 農林水産業の「稼ぐ力」の向上 11 観光の「稼ぐ力」の向上 12 企業の「稼ぐ力」の向上 13 多彩なキャリアをデザインできる働き方の創出 14 デジタルテクノロジーを活用した県民の暮らしの質の向上 15 持続可能な行政運営



4. 生物多様性鹿児島県戦略 2024-2033 令和6年3月

(1) 計画の趣旨

この戦略は、鹿児島の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本計画として策定するものであり、私達が持つべき基本認識や行うべき取り組みを明らかにすることを目的に平成26年度から令和5年度までの10年間の計画期間として策定した戦略を改定したものです。また、この戦略は、県が行う各種施策・事業における生物多様性の保全と持続可能な利用に関するマスタープランとして位置付けるとともに、市町村、県民、NPO・民間企業など県内の多様な主体による活動の指針になることを目指します。

(2) 計画の枠組み

計画名称	生物多様性鹿児島県戦略 2024-2033～鹿児島県ネイチャーポジティブ戦略～
計画期間	令和6年度～令和15年度（10年間）
基本理念	「共生」と「循環」 「共生と循環」の理念が示す「人間は他の生物と共に生きていく存在であり、循環を繰り返す生命の環の一つでしかない」という認識を持つことにより、現在を生きる我々人間は自己の利益を求めすぎずあまり、他の生物や将来世代に負担を押しつけることになってしまっ てはいけないという意識を持つことができます。つまり、「共生」と「循環」の理念とは、 人間は他の生物や将来の世代と公平に、資源を分けあって節度を持って生きるべきである という価値観・倫理観を呈示するものです。
基本目標	1. 新たな「自然と共生する社会」の実現 2. 「ネイチャーポジティブ」の実現
基本方針	1. 参加を通じて、人と自然（生物多様性）のつながりを理解する 2. 重要地域を保全し、自然のつながりを取り戻す 3. 生物多様性情報を蓄積し、科学的に生態系を管理する 4. 生物多様性を支え、生物多様性に支えられる環境文化を継承する 5. 生物多様性の向上につながる産業活動やライフスタイルに転換する 6. 自然を使って地域の課題を解決し、地域を活性化する 7. 2つの世界自然遺産を有する地域としての先駆的な取り組みを推進する
戦略の実施にあたっての留意点	(1)「自然資本」の考え方を基調とする視点 (2)科学的・統合的に取り組む視点 (3)予防的・順応的に対応する視点 (4)自然と人間の関係史・文化を踏まえて取り組む視点 (5)2つの世界自然遺産を有することを生かす視点 (6)様々な主体が連携して取り組む視点 (7)広域的に取り組む視点
行動計画	【基本方針1】 1 普及啓発 2 環境教育・学習 3.参加・体験 4 人材育成 5 消費行動の改善に向けた取り組みの促進 【基本方針2】 1 重要地域の保全 2.自然再生と生態系ネットワークの形成 3 多様な生態系の保全と回復 【基本方針3】 1 生物多様性情報の収集・蓄積・共有 2 外来種への対応 3 野生生物等の保護管理 【基本方針4】 1 地域における人と自然との関わり（環境文化）の伝承・記録・活用 2 屋久島環境文化村構想の推進 【基本方針5】 1 農林水産業における生物多様性の保全と持続可能な利用の推進 2 生物多様性に配慮し、生物多様性保全に貢献する事業活動の推進 3 生物多様性に配慮した公共事業の推進 4 化学物質や海洋プラスチックごみなど非生物的要因への対応 5 環境影響評価の充実・強化による生物多様性の保全 【基本方針6】 1 生物多様性の保全と両立した気候変動対策・防災・減災の推進 2 自然を生かした観光の振興 【基本方針7】 1 世界自然遺産・屋久島での取り組み 2 世界自然遺産・奄美群島での取り組み 3 世界自然遺産地域間の交流の促進



5. 鹿児島県景観形成基本方針 平成20年3月

(1) 計画の趣旨

県では、良好な景観の形成に関する広域的な施策の推進を図るため、鹿児島県景観条例第7条の規定により、「鹿児島県景観形成基本方針」を策定しました。

この基本方針は、良好な景観の形成の目標に関する事項や施策に関する基本的な事項等を定めたものであり、県が、総合的かつ広域的な景観形成の施策を策定・実施する際の方針であるとともに、市町村がその区域の特性に応じた景観形成の施策を策定・実施する際の目安としての役割を有するものです。

(2) 計画の枠組み

計画名称	鹿児島県景観形成基本方針
基本方針の位置づけ	鹿児島県景観条例第7条に基づき、県の良好な景観の形成に関する総合的かつ広域的な施策の推進を図るために定めるものであり、景観法、景観に係る県の計画・方針及び市町村の景観計画と連携する。
基本方針の役割	基本方針は、良好な景観の形成の目標に関する事項や施策に関する基本的な事項を定めるものであり、県が、総合的かつ広域的な景観形成の施策を策定・実施する際の方針であるとともに、市町村がその区域の特性に応じた景観形成の施策を策定・実施する際の目安としての役割を有するものである。
景観形成の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・効率性に加え、美しさや快適さも兼ね備えた誇りの持てるまちの景観を創造する必要がある。 ・農地や山林等が適正に維持されたふるさとの風景を守り、育てる必要がある。 ・自然環境の保全と密接に関連する自然景観の保全と活用を図る必要がある。 ・観光・交流の促進のため、都市と自然、歴史・文化が相まった本県ならではの景観をつくっていく必要がある。
目指すべき目標	<p>○雄大で美しい自然を生かした景観づくり 山・川・海などの豊かな自然を生かし、広がりを感じさせる景観をつくとともに、都市と雄大な自然が相まった眺望の保全を図る。</p> <p>○地域固有の歴史や文化を生かした景観づくり 地域固有の歴史資源等を生かし、歴史や文化を感じさせるような調和のとれた景観をつくる。</p> <p>○人々の生活や営みが調和した景観づくり 人々の生活や経済活動が調和した都市の景観をつくとともに、農業等の営みと自然とが織り成す農村等の風景を守り、育てる。</p>
基本理念	<p><u>鹿児島島の特色を生かした景観作り</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民共通の資産としての保全・創出 ・地域の個性ある景観の形成 ・多様な主体による共生・協働の取り組み
ゾーン別方向性	<p>1.桜島・錦江湾ゾーン 調和のとれたまちなみと雄大な活火山、静穏な海域が一体となった景観づくり</p> <p>2.霧島ゾーン 高い山の連なりや広大な高原、歴史文化を生かした景観づくり</p> <p>3.屋久島ゾーン 世界的に貴重な植生や海にそびえ立つ山岳の地形等を生かした景観づくり</p> <p>4.奄美ゾーン 島を取り囲む海岸の連続性や特色ある生態系を生かした景観づくり</p>



6. 大隅地域 地域振興の取り組み方針 令和5年3月

(1) 計画の趣旨

本計画は、「かごしま未来創造ビジョン」を補完し、ビジョンに沿って、大隅地域における特有の課題や施策の展開の基本方向を示すものとして2019年3月に策定し、この取り組み方針に基づき各般の施策に取り組んできました。

2022年3月の「かごしま未来創造ビジョン（改訂版）」の策定を契機に、改めて当地域の現状と課題を見つめ直し、改訂されたビジョンに示された施策展開の基本方向を踏まえつつ、当地域の特色を生かしながら、時代の潮流にも的確に対応できる施策を展開するため、本計画も改訂しています。

(2) 計画の枠組み

計画名称	大隅地域 地域振興の取り組み方針（改訂版）
計画期間	令和6年度～令和10年度（5年間）
目指す姿	<p>本地域の目指す姿：「誰もが安心して暮らし、将来に希望の持てる大隅地域」</p> <p>時代の潮流にも的確に対応し、将来にわたって全ての地域住民が生き生きと活躍し、安心して心豊かに暮らし続けられる、誰もが将来に希望の持てる大隅地域の実現に向け、「1 大隅の魅力の発信～大隅の認知度向上」、「2 未来を拓く人づくり～地域や産業を担う人材の育成・確保」、「3 暮らしやすい社会づくり～安心・安全な社会の実現」、「4 活力ある産業づくり～「稼ぐ力」の向上」に取り組み、これらが相互に関連し、好循環を生み出すことにより、目指す姿を実現します。</p>
取り組みの基本方向	<p>1. 大隅の魅力の発信～大隅の認知度向上～ ～「おおすみ」ブランドの強化 ・大隅地域が有数の生産量を誇る牛肉や豚肉、野菜等の農畜産物、スギ等の林産物、カンパチ、ブリ、ウナギ等の水産物について、ブランド力を強化します。</p> <p>2. 未来を拓く人づくり～地域や産業を担う人材の確保・育成～ ～地域の産業を担う人材の育成・確保～ ・企業や経済界と連携するなどし、大隅地域の産業等についての理解を進め、子どもたちに、一人ひとりがおおすみの担い手であるということの意識を醸成します。 ・地域の農林水産業を支える人材を確保するため、農業労働力支援センターによる相談活動や、農業、林業、水産業と福祉との連携の推進、異業種との連携、外国人材の円滑な受入に向けた環境整備、体験ツアー等による魅力発信など、多様な人材の確保に向けた取り組みを推進します。</p> <p>3. 暮らしやすい社会づくり～安心・安全な社会の実現～ ～脱炭素社会の実現と豊かな自然との共生～ ・豊かな生物多様性を保全するため、大隅地域の住民の参画を得ながら、希少野生生物の保護対策、外来種対策、鳥獣の保護管理、野生鳥獣による農作物被害等の防止・軽減、豊かな森林づくり、里地里山の管理など身近な環境の保全・再生及び自然環境に配慮した公共事業の推進などに取り組みます。</p> <p>4. 活力ある産業づくり～「稼ぐ力」の向上～ ～農林水産業の「稼ぐ力」の向上～ ・稼げる農林水産業の実現に向け、ロボット技術、ICT等の先端技術などを活用したスマート農林水産業の普及による生産性の向上に向けた取り組みを推進します。 ・地域内の豊富な家畜排泄物を活用した良質堆肥の施用による健全な土づくりや、総合的病害虫・雑草管理（IPM）及び有機農業の技術確立・普及や有機JAS認証の取得支援による環境との調和に配慮した農業など、「みどりの食料システム戦略」に基づく持続可能な環境負荷軽減の取り組みを推進します。 ・耕畜連携による粗飼料の利活用や、荒廃農地等を活用した国産濃厚飼料の生産など、「食料安全保障の確立」に向けた取り組みを推進します。</p>
取り組み方針実現のために	<p>1 地域住民が主役 2 多様な主体との連携・協働 3 市町との連携 4 地域を越えた広域連携 5 具体的な施策・事業等の推進 6 SDGsの推進</p>



7. 第3次錦江町総合振興計画 令和7年3月

(1) 計画の趣旨

第3次錦江町総合振興計画は、町の総合的な振興や発展を目的とし、行政全般にわたっての基本構想を定め、実施すべき基本計画を示したものです。これに対し総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口ビジョンで掲げた将来展望を踏まえ、総合振興計画のうち特に必要な課題へ分野横断的に取り組む「戦略的な」行動計画として位置づけ、地方創生の充実・強化に向け、基本目標及び具体的な施策と客観的な成果指標を取りまとめたものです。

(2) 計画の枠組み

計画名称	第3次錦江町総合振興計画
計画期間	令和7年度～令和16年度（10年間）
まちの将来像	すべての人が自分らしく幸せに～人と人、人とまち、人と自然の共生～
将来像を支える5つの政策の柱	<ol style="list-style-type: none"> 1. 働く世代の元気 ～まちを引っ張る産業の振興～ 2. 子どもの元気 ～子どもの成長する環境を整え、社会で活躍できる教育環境づくり～ 3. 高齢者・障がい者の元気 ～安心して暮らせる助け合いと健康寿命を延ばす地域見守り型福祉の実現～ 4. 自然・環境の元気 ～水資源、海を守るため、森を育て、循環型社会の実現～ 5. 地域の元気 ～自治会・公民館と一体となった安心・安全な地域を実現～
基本計画 取り組むべき事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 働く世代の元気 <ol style="list-style-type: none"> (1) 一次産業を中心とした稼げる環境づくり (2) 多様な稼ぎ方が生まれる環境づくり (3) 「働く」を支える環境づくり (4) 経済を地域内で循環させる仕組みづくり 2. 子どもの元気 <ol style="list-style-type: none"> (1) 子どもたちと共にみんなが笑顔になれる地域コミュニティづくり (2) 多様な学びの場づくり (3) 子どもの心と身体の健康づくり 3. 高齢者・障がい者の元気 <ol style="list-style-type: none"> (1) インクルーシブ社会への理解促進と教育推進 (2) 地域で助け・支え合う仕組みづくり (3) 安心できる医療と介護のサービス提供 (4) 誰にとっても生活しやすいまちづくり 4. 自然・環境の元気 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保全活動の推進 (2) 遊休資源の利活用 (3) 土地利用に関するルールづくり (4) 自然環境の保護 (5) ゼロカーボンの取り組み推進 (6) 保護・活用のための森林整備 5. 地域の元気 <ol style="list-style-type: none"> (1) 実践的な活動を通じたキーマンの育成及び場づくり (2) 交通、買い物、医療など日常生活に不可欠なサービスの維持 (3) 安心・安全な地域インフラ（ハード・ソフト）の強靱化 (4) 男女共同参画の推進



第2節 農業農村整備事業管理計画

本町は、農業の安定的な発展を促進するため、認定農業者等担い手の育成及び確保を図りながら、経営規模の拡大、経営改善の支援や生産基盤の整備、また農地の利用集積を進め、亜熱帯の有利性を生かした高生産性農業の確立を図り、農業を魅力ある産業として育成することに努めています。現在、本町の農業及び農村の振興を図るため、以下の事業について実施中及び導入を計画しています。

表 3.2 主な農業農村整備事業実施地区・予定地区一覧

【農業農村整備事業】

事業名	地区名	事業量	予定工期
県・(競) 水利施設等保全高度化事業	肝属南部 (ストマネ)	保全対策工事 1 式	R2~R8
県・(整) 農道・集落道整備事業	錦江 (強靱化・保全)	農道 L=5,416m	R6~R15
県・(整) 農道・集落道整備事業	錦江 2 (通作・保全)	実施計画 1 式, 保全対策計画 1 式	R8
県・(整) 農道・集落道整備事業	錦江 2 (強靱化・保全)	路面補修 1 式, 橋梁補修 1 式	R10~R15
県・(整) 計画策定等事業	錦江 2 (通作・保全)	点検診断 1 式, 保全対策計画 1 式	R7

【農山漁村地域整備事業】

事業名	地区名	事業量	予定工期
県・(交) 水利施設等整備事業	第一両根占 (ストマネ)	保全対策工事 1 式	H27~R8
県・(交) 水利施設等整備事業	第一両根占 2 期 (ストマネ)	保全対策工事 1 式	R7~R16
県・(交) 水利施設等整備事業	第二両根占 (ストマネ)	保全対策工事 1 式	H27~R6
県・(交) 水利施設等整備事業	第二両根占 2 期 (ストマネ)	保全対策工事 1 式	R7~R16
県・(交) 農地整備事業	笹原	実施計画 1 式	R9
県・(交) 農地整備事業	笹原	区画整理 1 式 農業用排水施設 1 式	R11~R16

出典：令和 5 年度農業農村整備事業管理計画



第4章 環境特性と広域的エリアの設定

第1節 本町の環境特性と課題

1. 自然環境

環 境 特 性
<p>【動植物】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本町には、照葉樹が自生する山、青く澄んだ美しい海など、豊かで貴重な自然環境が存在します。特に照葉樹の森は、天然記念物として自然環境保全地域等の指定を受けており、自然保護ゾーンと位置付けます。このゾーンは、そのままの形で次世代に引き継ぐことが求められています。町民や来訪者に対し環境保全意識を高めるための啓発活動とともに、災害から守りつつ、美しい自然環境を残すための保全活動に努めます。 <p>【森 林】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本町の森林面積は12,223haで、町全体の面積の約75%を占め、その内訳は私有林が5,652haで最も多く、次いで国有林が5,327ha、町有林が954haとなっています。一方、森林所有者の高齢化や町外所有者の増加等を背景に、所有者の森林整備意欲が減退しており、このままでは国土の保全や水源のかん養、地球温暖化の防止など、森林の持つ多面的機能の発揮に支障をきたしかねない事態が生じています。森林の持つ公益的機能の充実や木材生産資源としての維持・保全を図るためには、100年先を見据えた持続性のある森づくりが重要であり、整備の中心的な役割を担う森林組合の組織体制の充実、整備計画に基づく各種補助事業等の有効活用など、総合的な対策を進めていく必要があります。 森と水の多様性を持続的に発揮するためには、森林の健全な保全が欠かせません。具体的には、過度な伐採を防ぎ適切な間伐や植林を行うこと、外来種の侵入防止や希少種の保護、土壌流出を防ぐ管理などが重要です。また、流域全体での水循環を意識し、地域住民や行政、企業が協働して森づくり活動や環境教育を進めることで、多様な生態系と清浄な水資源を未来に継承できます。 <p>【河川・水辺】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本町の河川や水辺環境は、町を潤す重要な自然資源として多様な機能を果たしています。代表的な雄川や神之川は豊かな水量を誇り、水生生物の多様性を支えるとともに、環境省の「水生生物による水質判定」などでも調査対象とされています。また、これらの河川は周辺の森林とともに水源涵養や土砂流出の抑制に寄与し、地域の農業や暮らしを支える重要な役割を担っています。神川大滝などの景観資源は観光拠点ともなっており、人々が自然と触れ合う場として親しまれています。一方で、台風や豪雨による水害リスクや、生態系への影響も懸念されており、流域環境の保護や持続的な利用が課題となっています。このように、錦江町の河川や水辺は、生態系・生活基盤・観光資源を兼ね備えた貴重な自然環境を形成しています。
重 点 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 自然の保全・整備 <input type="checkbox"/> 環境の保全・美化 <input type="checkbox"/> 計画的な森林整備の推進 <input type="checkbox"/> 森林整備担い手対策の推進 <input type="checkbox"/> 交流人口や関係人口増加のためのイベントの開催 <input type="checkbox"/> 農林業・水産業・商工業の連携、体験メニューの開発や商品開発の推進



2. 生産環境

環境特性
<p>【農業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 錦江町の農業を取り巻く情勢は、担い手不足、農畜産物価格の低迷や生産資材の高騰などによる農業所得の減少に加え、持続可能な農業生産、環境と調和した持続可能な農業の推進（SDGs）への取り組み、農地中間管理事業の見直し、スマート農業の実現に向けた新技術の開発・普及など、国の農業政策が大きく転換していることから、農業を基幹産業とする本町の経済や産業に多大な影響を及ぼすものと考えられます。このような状況の中、農業の生産性を向上させるために、農業のIoT化、AI活用、作業軽減化、有利販売に向けての販路開拓、マーケティング能力の向上などが課題となっています。さらに、地域農業の継続のため、法人化、新規就農者を確保するほか、高齢者の農業継続のための支援を行うことも重要となっています。 <p>【農業農村整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業農村整備事業の実施にあたっては、整備区域及び周辺環境の生態系調査を実施し、対象地域の環境特性と生息する動植物を把握したうえで、環境との調和に配慮した事業の実施に努めます。また、農業経営の安定化と持続的な発展に向け、農村地域の秩序ある土地利用を図り、農業生産基盤の整備を図るとともに、希少価値の高い産物や加工技術の開発などにより、高付加価値型農業への構築に向けた取り組みを進めます。 <p>【鳥獣被害対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 錦江町では捕獲中心の被害防止対策を行ってきましたが、捕獲だけでは被害の軽減にはつながりにくいことから、侵入防止柵の設置も併せて推進します。また、近年、葉たばこや茶の廃作に伴い、さつまいもへの転換が進んだことから、この作物への鳥獣被害が懸念されるため、侵入防止柵の需要が高まると考えられます。このようなことから鳥獣被害対策実施隊を活用し、捕獲技術の向上（ICT等の新技術）や効率的な被害防止策（藪払い、収穫残さの撤去、追上げ等）を図っていきます。
重点課題
<ul style="list-style-type: none"> □ 農業所得の向上 農畜産物の安定的な生産の促進、スマート農業の推進、力強い生産基盤の確立、経営の多角化 □ 多様な担い手と労働力の確保 担い手の育成と確保 □ 環境と調和した農業の推進 安全・安心な農産物の生産、バイオマス資源等の有効活用、多面的機能の維持 □ 豊かさと活力のある農村の構築 鳥獣被害防止対策の推進、病害等対策の推進、自然災害への対応



3. 社会環境

環 境 特 性
<p>【生活環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 錦江町の人口は令和 42 年までに減少し続けることが予測され、人口減少・高齢化による働き手・地域の担い手不足による経済規模の縮小は避けられない状況となっています。本町は、町の「想い」や「実践活動」に共感してもらえる方々を、未来をともにつくっていく「なかま」として受け入れることが重要となっています。ふるさと納税やサテライトオフィスを利用する企業の発掘に努め、関係人口の創出が課題です。 ・ 地場産物の活用推進など、地域の産物や食文化についての理解や食の大切さを深めるための取り組みを関係機関と連携し、推進することが課題です。 <p>【歴史・文化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化が進むなかにおいても、町民の学びの意欲は大きく、ニーズに合った公民館講座なども開催され活動は盛んですが、今後も錦江町の個性と魅力に磨きをかけるため、文化芸術をよりいっそう振興することが必要です。また、錦江町には町の指定文化財を始め貴重な文化財が多数あり、それらを保存し町民の誇りとして未来に引き継ぐことが求められています。 <p>【景観】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光資源である神川海岸や花瀬公園の景観を活用した「影絵の祭典」や「レゲエ浜まつり」、「やまんなか音楽会」、農村風景を活用した「宿利原大根やぐらライトアップ」など、資源の強みと地域住民の連携によって、様々なイベントを行い、大切な交流機会の場として重要な役割を担っています。本町には、農林業、水産業、商工業などの生産分野が各地区で古くから守られ、育まれてきた自然・歴史・文化などの魅力的な地域資源があります。これらの地域資源と「花瀬公園」や「神川大滝公園」を重ね的に組合せて多様な体験・滞在・交流型観光のさらなる充実を図り、本町の経済成長を牽引する主要産業の一つに発展させていく必要があります。また、大隅半島の他市町との連携など、広域的な観光振興を図っていくことも重要です。
重 点 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 環境負荷低減意識の向上 <input type="checkbox"/> 地球温暖化防止の推進 <input type="checkbox"/> 農業集落排水施設の計画的な維持管理 <input type="checkbox"/> 関係人口の増加、過疎化・少子化対策、若年層の人口流出防止 <input type="checkbox"/> 農業を中心とした雇用創出、空き家情報の整備、移住者確保のための PR 活動 <input type="checkbox"/> 食育の推進、体験学習の充実 <input type="checkbox"/> 歴史・文化の継承



第2節 広域的エリア区分図

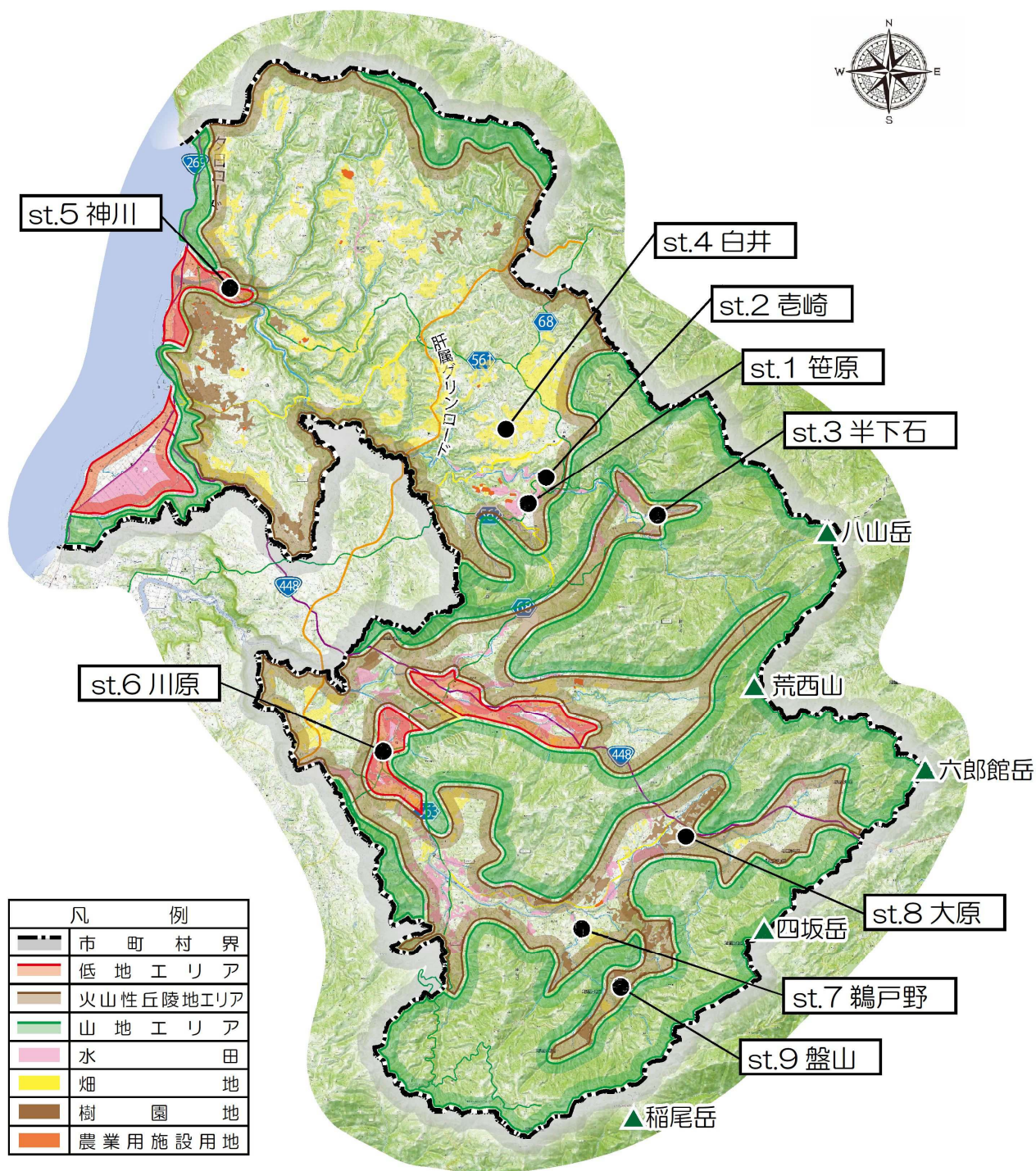
本町の環境特性や地形の成り立ちに基づき、広域的なエリア区分を行い、エリア毎の環境特性を整理します。環境特性を踏まえ、地域資源を最大限に活かした農村環境の保全や農林水産業の振興など、エリア毎の特色ある農業農村整備事業を進める必要があります。広域的エリア区分の考え方は、本町の農林水産業の基盤となっている土地の成り立ち、いわゆる地形分類をベースに捉え、低地エリア・火山性丘陵地エリア・山地エリアの3エリアに区分しました。

表 4.1 錦江町農村環境計画におけるエリア区分

エリア区分 (分布大字)	環境特性
低地エリア (大根占地区：馬場・城元・神川) (田代地区：川原・麓)	<p>低地の成り立ちは、河川や海の流れによって運ばれた砂礫や泥が堆積した平坦地。または、その流れの侵食によってできた平坦地とされており、河川氾濫や高潮、液状化に注意が必要なエリアとされています。国土数値情報（表層地質データ）（国土交通省）においても、砂・礫・シルス土壌として示されており、農地としては水田利用されています。</p> <p>【生態系調査地点と特徴】</p> <p>St.5_神川は、神ノ川、St.6_川原は、雄川支流河川沿いに広がる比較的開けた水田地帯です。</p>
火山性丘陵地エリア (大根占地区：馬場・城元・神川) (田代地区：川原・麓)	<p>火山性丘陵地の成り立ちは、火山噴出物や、火山から運ばれた土砂によってできた緩やかな傾斜が、その後の侵食作用によって削られた地形。起伏が小さい尾根と谷からなり、土砂災害に注意が必要なエリアとされています。国土数値情報（表層地質データ）（国土交通省）においては、6割近くを溶結凝灰岩が分布し、大根占地区には安山岩質岩石、田代地区は花崗岩・花崗閃緑岩が分布し、農地としては主に畑地利用され、一部は迫田水田として利用されています。</p> <p>【生態系調査地点と特徴】</p> <p>St.1_笹原は、明治40年代に開拓された水田地帯で、河川は隣接しておらず、遠方より山腹水路等によって用水を供給しています。</p> <p>St.2_壱崎、st.3_半下石は、丘陵地の河川沿いに位置する谷津田です。地形勾配が急で水田間の段差も低地エリアの水田と比較して大きいです。St.4_白井は、丘陵地に広がる未整備の畑地帯です。</p> <p>St.7_鶴戸野は、稲尾岳の支流域に位置し、農地開発で造成され茶畑と水田が混在する標高の最も高い調査地点です。</p> <p>St.8_大原は、雄川最上流の調査地点で、タシロカワゴケソウの生育する地域です。</p> <p>St.9の盤山は、標高430m～470mの稲尾岳麓に位置しており、周辺農地は農地開発により造成された茶畑が広がります。</p>
山地エリア (大根占地区：馬場・城元・神川) (田代地区：川原・麓)	<p>山地の成り立ちは、起伏が大きな尾根と谷からなる地形で、土砂災害に注意が必要なエリアとされています。</p> <p>国土数値情報（表層地質データ）（国土交通省）においては、大根占地区は溶結凝灰岩、田代地区は花崗岩・花崗閃緑岩が広く分布します。</p> <p>【生態系調査地点と特徴】</p> <p>調査地点なし</p>



図 4.1 錦江町広域的エリア区分図



第5章 農村環境保全の基本方針に関する事項

第1節 農村環境保全の基本的な考え方と方針

1. 農村環境保全に向けた基本的な考え方

農業・農村は、豊かな自然、歴史的背景により今日まで発展してきました。

しかし、農村を形成するさまざまな環境も、高度経済成長期以降の近代農業においては、生産性や効率性の向上を追求してきた結果、土砂流出や土壌環境の劣化を招くとともに、絶滅に瀕している動植物が増加するなど地域生態系への影響を与えてきたのも事実です。過疎・高齢化による農業と農村活力の低下により耕作者離れによる放棄地や遊休農地が増加し、農地の管理が行えない状況となっています。

本町では、中長期にわたるまちづくりの基本方針を示す「第3次錦江町総合振興計画」を策定しています。

錦江町農村環境計画では、「第3次錦江町総合振興計画」の振興施策を捉え、農業農村における施策の中心となる「農業農村整備事業」を推進していくうえで、生産性の向上や効率化はもちろんのこと、本町の有する生態系や景観、歴史・文化など、地域の特性に配慮しながら、環境保全に努め、重要な社会的共有財産となる農村資源を適正に保全・管理していくための計画の方針を示すこととします。

(1) 農村環境計画が具体的に方針づける区域

農業農村整備事業は、農業振興地域という広い範囲で実施されますが、実際は、森林・河川・都市計画区域などを大規模に扱うことはなく、直接的な事業実施のフィールドは農地や農業集落です。

ただし、工事期間中の土砂流出による河川や海域の汚濁防止対策や都市計画区域内を流れる用排水路整備など、場合によっては間接的に取り扱う場合もあります。

(2) 上位計画との関連性

森林地域や海域に関する環境保全の基本的な方針は、「鹿児島県環境基本計画」及び「錦江町森林の整備保全に関する条例」で具体的に示されています。

一次産業を中心とした稼げる環境を整えるための、農業経営力の強化や、多様な稼ぎ方が生まれる環境づくりのための、働く場所の多様化の実現に関わる活動計画については、「第3次錦江町総合振興計画」に施策の方針が示されています。

そこで、本計画書では、これら上位計画の基本目標達成に向けて、農業農村整備事業により解決が可能な施策の方針を具体的に示していくこととします。



第2節 農村環境保全基本方針とキャッチフレーズ

1. 農村環境保全の基本方針

本町の環境特性の把握と課題の抽出や現地調査等から明らかになった自然環境・生産環境・社会環境の重点課題に対し、関連上位計画等の環境保全の基本方針との整合性を図りながら、錦江町農村環境計画における農村環境保全の方針を設定します。

第3次錦江町総合振興計画でのまちの将来像は「すべての人が自分らしく幸せに～人と人、人とまち、人と自然の共生～」です。将来像を支える政策の柱には、「働く世代の元気」「自然・環境の元気」「地域の元気」があり、2035年に到達すべきゴールを設定しています。また、取り組むべき事項として、①自然環境の保護、②農業経営力の強化、③伝統行事・文化の保全などがあります。これらの基本計画と農村環境計画を結びつけた基本方針として、以下に3つの項目を設定します。

【農村環境保全の基本方針】

- ① 自然環境の保全による持続可能な農村環境づくり
- ② 環境と調和のとれた持続可能な農林水産業の展開
- ③ 子や孫につなぐ色彩豊かな農村環境づくり

(1) 自然環境の保全による持続可能な農村環境づくり 【自然環境】

本町には、絶滅危惧種を含む多種多様な動植物が生息しています。稲尾岳周辺森林生態系保全地域には、我が国を代表する原生的な暖温帯性常緑広葉樹林（照葉樹林）が広がり、タブノキ、イスノキ、アカガシなどの自然植生が見られ生物相も豊かです。

優れた自然環境を有する地域を核として、これらを有機的につなぐことにより、生態系ネットワークを形成し、重要地域の保全や、私たちの暮らしを支える田・畑・水路・森・海のつながりを維持・保全することが、持続可能な農林水産業の発展にとって重要です。

(2) 環境と調和のとれた持続可能な農林水産業の展開 【生産環境】

農村地域の生態系や景観は、地域資源として見直されており、本町の共有財産として地域住民が一体となりこれまで以上に保全していく必要があります。農業農村整備事業の実施にあたっては、事業実施区域の生物や近隣の自然環境に配慮するとともに、農村地域の景観に配慮した事業の実施に努める必要があります。また、水環境や緑の環境は生態系ネットワークとしても循環しています。

食料システム戦略に位置づけられる、環境負荷軽減に向けた取り組みを推進し、生物多様性の保全に必要な減農薬栽培などの取り組みを加速させるなど、環境と調和のとれた持続可能な農林水産業を展開する必要があります。



(3) 子や孫につなぐ色彩豊かな農村環境づくり【社会環境】

本町においては、人口減少・高齢化の進行により、集落内部の住民では地域社会の維持が困難となってきた一方、昔から受け継がれてきた伝統文化やイベントが今も脈々と受け継がれており、これらの継承を行うとともに、農泊や農福連携の推進などにより、農村の持つ価値や魅力を発信するとともに、地域の共同活動については、農業者その他の農村との関わりを持つ者の参画促進等を通じて、集落機能の維持や農用地の保全を図ることが必要です。さらに、農業農村の持つ多面的機能を増進させる整備を推進し、自然環境の保全や歴史・文化等の社会的共有財産である農村資源の魅力を活かした農村づくりに積極的に取り組み、次世代に受け継いで行くことが農村地域の振興に必要です。

2. 錦江町農村環境計画 キャッチフレーズ

農村環境保全に向けて設定した3つの基本方針を町民及び農業農村整備事業を実施する関係者の理解醸成を促すほか、環境との調和に配慮した事業の実施の必要性を周知するため、キャッチフレーズを設定します。

【錦江町農村環境計画 キャッチフレーズ】

～ 子や孫につなぐ色彩豊かな農村環境
元気があふれ未来へ拓く錦江の環わ～

■キャッチフレーズが表現する内容**「子や孫につなぐ」**

- ・本町の少子化と高齢化に伴う生産年齢人口の減少は、町内の産業にも大きな影響を与えることになり、基幹産業である農業においては、耕作者の高齢化や担い手不足が、農業の持続的発展や食料の安定供給に大きな影響を与えると同時に、地域コミュニティの低下による多面的機能の維持・低下への影響が懸念されます。農林水産業、観光産業、商工業の振興により関係人口を増加させ、安心して住み続けることができる町の実現のため、魅力ある地域資源を後世につなぐことが重要です。

「色彩豊かな農村環境」

- ・本町の有する、海・山・川等の豊かな自然や、そこに生息する多くの動植物は、農林水産業、観光業、商工業を支える大切な基盤となっています。これらの資源や環境を保全・管理し、開放的な風土を持続的なものとする事は、本町の発展にとって重要なことです。

「元気があふれ未来へ拓く錦江の環わ」

- ・本町の将来像である、「すべての人が自分らしく幸せに」の実現のため、5つの政策の柱を設定し、それぞれの政策の元気を達成するために各種施策を実施することとしています。新しい技術を積極的に取り入れ、元気で明るい未来が拓けるように、住民と行政が一体となり取り組むことが重要です。また、多くの資源循環、政策循環により、本町の色彩豊かな特色を創りだします。



3. 農村環境保全の基本目標

(1) 生態系ネットワークの保全と再生【自然環境】

生物多様性の保全のために、稲尾岳周辺森林生態系保護地域から神野林木遺伝資源保存林までを結ぶ、大隅半島緑の回廊を核として、樹林と農地、農地と集落緑地などの緑のネットワークの保全や、森から海に至る河川の水環境や河川と農地、農業用排水施設といった土地改良施設が結ぶ水環境のネットワークを維持・保全に努めます。また、緑と水のネットワークを活用・生息する動植物と共生するための取り組みを展開します。

(2) 水辺環境の保全と創造【自然環境】

豊かな自然を次世代へ継承するため、海浜や森林などへの負荷低減や環境保全に努めます。本町の歴史や自然と調和した個性豊かな町の景観、自然景観や公共空間の創出を図るために、民間・行政が一体となった取り組みに努めます。また、多くの生きものの生息場所となる湿地環境を保全・創出します。

(3) 環境に配慮した持続可能な農業農村整備事業の展開【生産環境】

錦江町の農産物生産量の向上や錦江町ブランドを高めるために、ほ場整備の実施や既存水利施設の更新を計画的に行うとともに、農作業労働時間の短縮、農作物の単収の増加や品質の安定による農家の生産性と収益性の向上を目指します。一方、事業の実施が生物多様性に負の影響を与える側面を有していることから、農村生態系や農村景観などに配慮した事業を展開し、農地やその周辺に生息する動植物、景観への影響を緩和しながら農業農村整備事業を展開します。

(4) 環境負荷低減に向けた取り組みと高付加価値農業の推進【生産環境】

農業の生産性の向上や環境負荷を低減するために、AI、IoT、ドローン等の新たな技術を生産現場に導入し、センシング技術等の活用による病害虫の早期発見や分布の把握により、農薬の使用量低減を図り生物多様性への脅威を減らすことに努めます。併せて、農家が持続的に農業を続けていくためには、農業生産活動による自然環境への負荷を軽減する環境保全型農業の推進や、温室効果ガスの削減など、生物多様性の保全に関する営農に努め、環境負荷低減に向けた取り組みを推進します。

(5) 住民自治による農村の持つ多面的機能の発揮【社会環境】

農業の有する多面的機能は、農村で継続的に農業生産活動が適切に行われることにより発揮され、地域住民はもとより、国民全体がその効用を享受しています。本町の農地、豊かな生態系や歴史・文化資源、農村景観などは地域ぐるみで保全し、自立的な農村コミュニティを形成し醸成させていくことが大切です。環境の保全・形成等の役割を担う人材育成、日本型直接支払制度を活用する組織をはじめとする多様な主体による活動が継続できる仕組みをつくる他、農業生産活動や地域資源（農地・水路等）の保全や、生活（買い物・子育て）など地域（集落）維持に必要な機能を維持・強化するために、農村型地域運営組織（農村RMO）の推進に努め、持続可能な地域づくりを推進します。



(6) 色彩豊かな自然と文化を活かした農村環境づくり【社会環境】

本町では、色彩豊かな自然や景観、農業と町民の生活が密接に関わり、地域特有の文化や豊年祭など地域独自の文化を育んできました。このような農村地域ならではの多様な地域資源を活用した、観光コンテンツの開発やインバウンドを含む旅行者の農村地域への誘客促進など、人口減少に歯止めをかける取り組みが重要です。

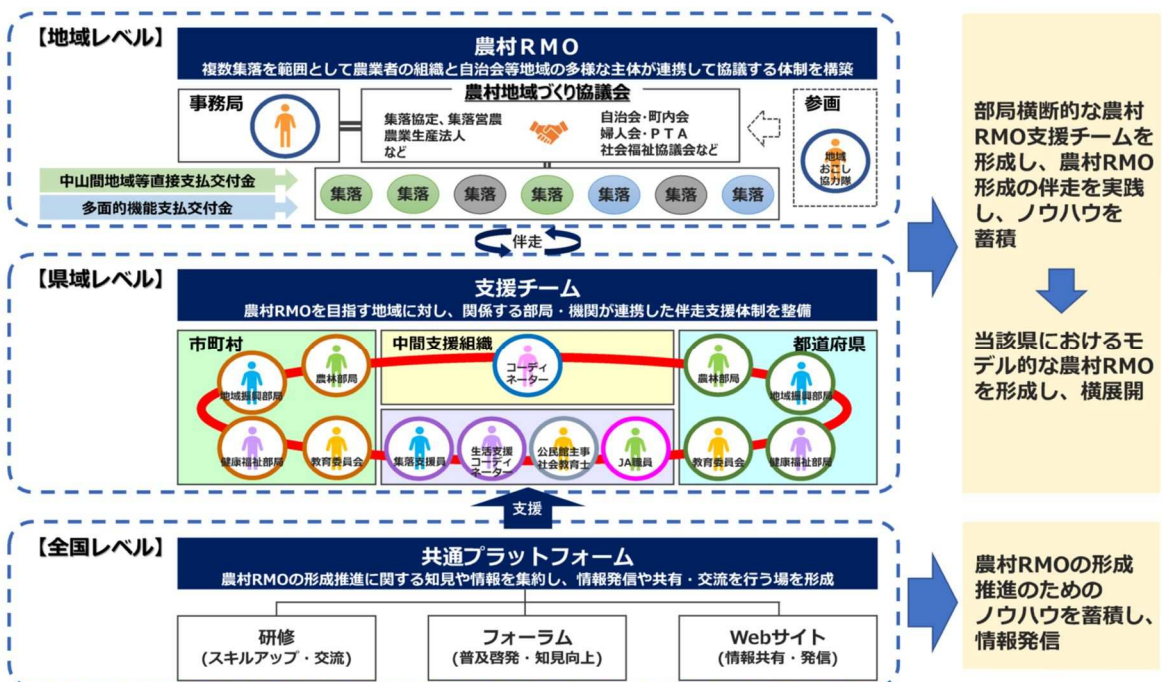
また、障がい者等が農業人材として活躍できるよう、取り組みの更なる拡大に向けた仕組みづくりと認知度の向上、障害者その他の社会生活上支援を必要とする者の社会参画とこれを通じた地域農業の振興のため、色彩豊かな自然と文化を活かした農村環境づくりに取り組みます。



農村型地域運営組織
(農村 RMO : Region Management Organization)

農村型地域運営組織とは、複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取り組みを行う組織のことで、なお、農村型地域運営組織（農村 RMO）は、地域運営組織（RMO）※の一形態と整理しています。

※地域運営組織（RMO）・・・地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織。



出典：農林水産省 HP (<https://www.maff.go.jp/j/nousin/nrmo/attach/pdf/index-137.pdf>)



図 5.1 農村環境計画における施策の体系

キャッチフレーズ		
子や孫につなぐ色彩豊かな農村環境 元気があふれ未来に拓く錦江の環 ^わ		
基本方針	基本目標	保全対策
《自然環境》 自然環境の保全による持続可能な農村環境づくり	1.生態系ネットワークの保全と再生 2.水辺環境の保全と創造	(1)豊かな自然環境の保全 (2)移入種対策 (1)水辺空間の保全
《生産環境》 環境と調和のとれた持続可能な農林水産業の展開	3.環境に配慮した持続可能な農業農村整備事業の展開 4.環境負荷低減に向けた取り組みと高付加価値農業の推進	(1)生態系に配慮した農業農村整備事業 (2)野生鳥獣被害対策 (3)維持管理における環境配慮 (1)環境負荷低減の促進 (2)地域の特性を活かした高付加価値農業の推進
《社会環境》 子や孫につなぐ色彩豊かな農村環境づくり	5.住民自治による農村の持つ多面的機能の発揮 6.色彩豊かな自然と文化を活かした農村環境づくり	(1)地域住民が主体となり地域資源と特色を活かした地域づくり (2)環境教育の推進 (1)自然・歴史・文化・景観の保全と活用





農業・農村の多面的機能

農業・農村の有する多面的機能は、「食料・農業・農村基本法」（令和7年法律第69号）第4条に次のとおり定義されています。

「国土の保全，水源の涵養，自然環境の保全，良好な景観の形成，文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能（以下「多面的機能」という。）については，国民生活及び国民経済の安定に果たす役割に鑑み，将来にわたって，環境への負荷の低減が図られつつ，適切かつ十分に発揮されなければならない。」

農業・農村は，食料を供給する役割だけでなく，様々な役割を有しており，その役割による効果は，地域住民を始め国民全体が享受しています。

また，農山漁村地域において，農業，林業及び水産業は，それぞれの基盤である農地，森林，海域の間で相互に関係を持ちながら，水や大気，物質の循環等に貢献しつつ，様々な多面的機能を発揮しています。

このため，農業・農村がこれらの多面的機能を十分に発揮できるよう，各種施策や取り組みを通じて，その持続的な発展に努めていくことが重要です。



農業・農村の多面的機能



出典：農林水産省 HP (http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukan/nougyo_kinou/)

